

(別表1) 重要事項説明書4ページに記載の加算算定について

看護体制加算	入居者の重度化に伴う医療ニーズや看取り介護に柔軟に対応し「終の棲家」としての役割を担うために看護職員を手厚く配置している事業所を評価することを目的として要件を満たしている場合に算定できます。
夜勤職員配置加算	夜間の人員基準よりも介護職員または看護職員を多く配置し安全性を保っている事業者を評価することを目的として要件を満たしている場合に算定できます。
日常生活継続支援加算	居宅での生活が困難になっている重度の要介護や認知症の方で、入居の必要度が高い方の積極的な受け入れ促進を目的として要件を満たした場合に算定できます。
個別機能訓練加算	所定の要件を満たし、入居者の身体状況に応じた機能訓練を行った場合に算定できます。
科学的介護推進体制加算	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて入居者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定できます。 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報、その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用させていただきます。
生産性向上推進体制加算	介護現場における業務の効率化およびサービスの質の向上を目的として、見守り機器や介護ソフト等のICT機器の活用、業務手順の見直し、職員間の情報共有の強化などの取り組みを評価するものです。これらの取り組みにより、職員の業務負担の軽減を図りつつ、ご利用者様に対してより適切なケアを提供できる体制を整備している場合に算定できます。
自立支援促進加算	入居者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みの実施を評価することを目的として要件を満たしている場合に算定できます。
ADL維持加算	入居者の自立支援や重度化を防ぐために、日常生活動作（ADL）の機能を維持できているかの取り組みを評価することを目的として要件を満たしている場合に算定できます。
排せつ支援加算	排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、入居者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成し、実施した結果を踏まえ、支援計画の見直しを継続的に行った場合に加算できます。
褥瘡マネジメント加算	入居者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、計画的に管理するプロセスを評価することを目的として要件を満たしている場合に算定できます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症が原因による行動、症状が発覚し医師から早急な施設入居が必要と診断を受けて施設への入居をした場合に利用開始日から7日間まで算定できます。 ただし、入居日があらかじめ決まった入居の場合は算定できません。
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士の配置や低栄養状態のリスクの高い入居者だけでなく、低い入居者もケアし継続的に厚生労働省への情報提出を行っている場合に算定できます。
再入所時栄養連携加算	入居者が医療機関へ入院し、その後退院した際、入居時と大きく違う栄養管理が必要となった場合に施設の管理栄養士が入院していた医療機関を訪問したうえで、医療機関との管理栄養士と連携し再入居後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定できます。
療養食加算	入居者の病状に応じて医師より発行された食事箋に基づき、管理栄養士または栄養士により管理され療養食を提供することで算定できます。

経口維持加算	入居者が認知機能や摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口接触が困難な状態になった場合でも食事による楽しみを得られるように多職種が共同で支援の充実と促進を図ることで算定できる。
経口移行加算	経管で栄養を摂取する入居者が経口で食事をとれる状態に移行するための取り組みを行った場合に算定できます。
安全対策体制加算	入居者の介護事故による怪我、死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的の実施した場合に算定できます。
初期加算	入居者が施設での生活になれるために行う支援を評価することを目的として算定できます。
外泊時費用	入居者が外泊および入院をした場合に外泊または入院の翌日から起算して6日（月をまたぐ場合は最大で12日）を限度として算定できます。 ※ただし、短期入所サービスが空床利用にてベッドを活用する場合、短期入所サービス費を算定した日については、算定できません。
看取り介護加算	回復の見込みがないと医師の判断を受けた入居者に対し、身体的あるいは精神的な苦痛を緩和するためのケアを実施した場合に算定できます。
介護職員等処遇改善加算	入居者に関わる職員の安定的な処遇改善を図るため、職場環境の整備および賃金改善を目的として算定しております。あわせて、研修機会の確保やキャリアパスの整備、多職種との連携強化等に取り組むことで、職員の資質向上とサービスの質の向上につなげております。
退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が退所先の医療機関等に当該者の栄養管理に関する情報を提供し算定します。 ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する 腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。

（別表2）重要事項説明書4ページに記載の加算算定について

当施設にて現在算定中の加算については「●」の印がついた以下のものが該当となります。

※1単位＝10.14円

【日常的に算定される加算】

● 看護体制加算（Ⅰ）	4単位/日	● 自立支援促進加算	10単位/日
● 看護体制加算（Ⅱ）	8単位/日	● ADL維持加算（Ⅰ）	30単位/月
● 夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位/日	● ADL維持加算（Ⅱ）	60単位/月
● 日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46単位/日	● 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/月
● 個別機能訓練指導加算（Ⅰ）	12単位/日	● 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月
● 個別機能訓練指導加算（Ⅱ）	20単位/日	● 栄養マネジメント強化加算	11単位/日
● 排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月	● 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月
● 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月	● 安全対策体制加算 ※初回のみ	20単位/回

【必要時に算定される加算】 ※対象者のみ

● 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	● 初期加算	30単位/日
● 経口維持加算（Ⅰ）	400単位/月	● 外泊時費用	246単位/日
● 経口維持加算（Ⅱ）	100単位/月	● 再入所時栄養連携加算	200単位/回
● 経口移行加算	28単位/日	● 退所時栄養情報連携加算	70単位/回
● 療養食加算	18単位/回	● 退所時情報提供加算	250単位/回

【看取り介護で算定される加算】 ※施設での看取り介護をされる方が対象

● 看取り介護加算（Ⅰ）	72単位/日	死亡日以前の31日から45日前
	144単位/日	死亡日以前の4日から30日前
	680単位/日	死亡日前日、前々日
	1280単位/日	死亡日当日

【上記加算に上乗せされる加算】

● 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	加算総数の「17.6%」が上乗せされます
------------------	----------------------

(別表3) 現住所における自治体の窓口

☐	東海市	窓口 所在地 電話番号	高齢者支援課 東海市荒尾町西廻間2番地の1 052-689-1600
☐	大府市	窓口 所在地 電話番号	高齢障がい支援課 大府市中央町5丁目70番地 0562-45-6289
☐	知多市	窓口 所在地 電話番号	長寿課 知多市緑町1番地 0562-36-2652
☐	半田市	窓口 所在地 電話番号	高齢介護課 半田市東洋町二丁目1番地 0569-84-0649
☐	刈谷市	窓口 所在地 電話番号	長寿課 刈谷市東陽町1丁目1番地 0566-62-1013
☐	高浜市	窓口 所在地 電話番号	福祉まるごと相談グループ 高浜市春日町五丁目165番地 0566-52-9610（代表）
☐	常滑市	窓口 所在地 電話番号	高齢介護課 常滑市飛香台3丁目3番地の5 0569-47-6133
☐	阿久比町	窓口 所在地 電話番号	健康介護課 知多郡阿久比町大字卯坂字殿腰50番地 0569-48-1111（代表）
☐	その他	窓口 所在地 電話番号	

※東浦町の方につきましては、すでに記載の連絡先と同じになります。